

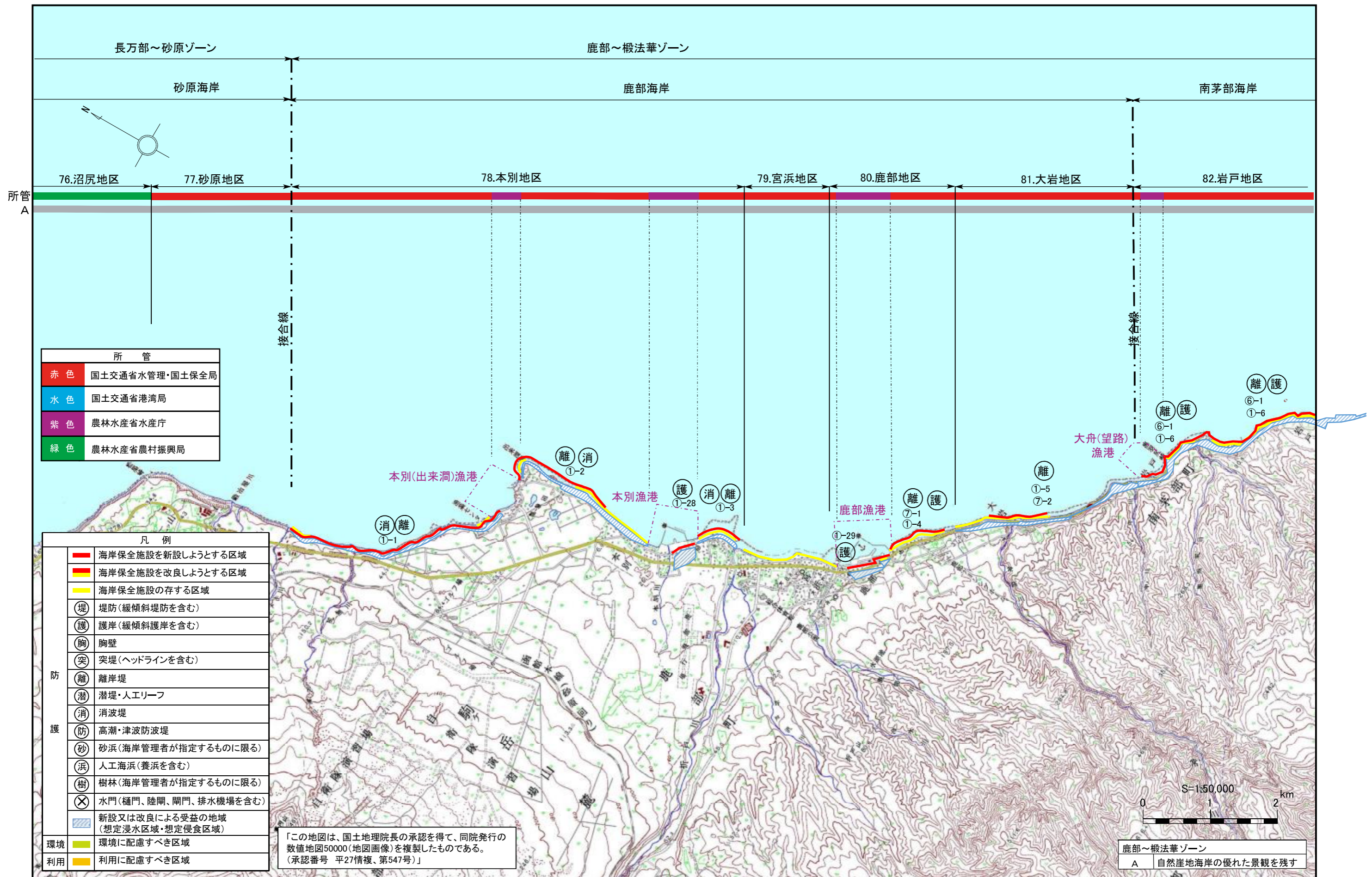
海岸保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

渡島東沿岸  
鹿部～観法津ゾーン(鹿部町～函館市(観法津))

ゾーン区分	図面番号	大項目	課題		海岸保全に関する事項																	海岸保全施設の整備に関する事項										維持又は修繕の方法
			小項目	現状の問題点	海岸保全の方向・施策		区域							規模(現況)			規模(計画)			受益の地域及びその状況												
					事項	事項	市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所属水庁区分	区域番号	種類	削設(○)改設(○)現況(-)	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	下段(1)内は設計基準水位	地域	状況											
鹿部1観法津ゾーン(鹿部町1函館市(観法津))	1/4	防壁に関する課題	①	建設・高潮被害に備えた海岸保全施設等の設置	海岸沿いに道路があり、経路による通行止めが発生する ・高潮被害～鹿部町で施設の被害が多い ・浸水被害が発生している ・巨岩が多く、海岸沿いに資産が集中している ・津波により背後集落が浸水する危険性がある。	・護岸補強、離岸堤等を中心とした越波対策の充実を図る ・津波対策として護岸を設置する。	鹿部町	78	本別	砂原町地先～字本別町地先	水管理・国土保全局	①-1	離岸堤	◎	-	-	3,181	+2.0	鹿部町の一部	陸地公園 住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。											
													消波堤	◎	-	-	3,181	+5.0														
													消波堤	○	140	+3.2	140	+4.2～+5.0 (+3.7)														
													護岸	-	270	+5.1	270	+5.1														
													離岸堤	○	7,860	+1.8～+2.0	7,860	+2.0～3.0				高層集落、公園 住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。									
													消波堤	◎	-	-	948	+5.0														
													消波堤	○	190	+1.3～+4.4	190	+2.3～+5.0														
													護岸	-	1,290	+4.7～+5.3	1,290	+4.7～+5.3														
													突堤	-	4,812	+1.1～+1.8	4,812	+1.1～+1.8														
													離岸堤	◎	-	-	560	+2.0														
													消波堤	◎	-	-	560	+5.0														
													護岸	-	360	+3.4～+4.7	360	+3.4～+4.7														
突堤	-	4,812	+1.1～+1.8	4,812	+1.1～+1.8																											
離岸堤	◎	-	-	330	+2.9 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。																									
護岸	◎	-	-	330	+2.9 (+2.9)																											
離岸堤	-	940	+3.5～+5.5	940	+3.5～+5.5																											
突堤	-	1,840	+2.0～+2.1	1,840	+2.0～+2.1																											
離岸堤	-	17,810	+2.0	17,810	+2.0																											
離岸堤	○	4,840	+3.0	4,840	+4.0			関文英公園・駐車場 住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。																							
護岸	○	505	+4.1～+4.6	505	+4.5～+5.6 (+2.9)																											
突堤	-	10,810	+1.1～+2.3	10,810	+1.1～+2.3																											
護岸	◎	-	-	433	+2.9 (+2.9)					住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。																					
護岸	○	257	+3.5	257	+2.9～+4.5 (+2.9)																											
離岸堤	○	8,810	+2.0～+2.5	8,810	+3.0～+3.5																											
離岸堤	-	8,810	+2.0～+2.5	8,810	+2.0～+2.5																											
護岸	-	1,020	+3.1～+5.5	1,020	+3.1～+5.5																											
突堤	-	19,810	+0.3～+2.3	19,810	+0.3～+2.3																											
離岸堤	◎	-	-	1,320	+2.0	鹿部町(南茅部)	鹿部町の一部					住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。																			
護岸	○	1,320	+4.4～+6.4	1,320	+5.0～+7.4 (+3.0)																											
護岸	-	1,240	+4.4～+6.4	1,240	+4.4～+6.4																											
突堤	-	3,810	+1.5～+3.8	3,810	+1.5～+3.8																											
離岸堤	◎	-	-	1,180	+2.0			住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。																							
護岸	○	1,180	+4.4～+5.3	1,180	+5.0～+8.3 (+3.0)																											
護岸	-	150	+4.4～+5.3	150	+4.4～+5.3																											
消波堤	-	100	+4.1	100	+4.1																											
離岸堤	◎	-	-	1,410	+2.0					住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。																					
護岸	○	1,410	+5.1～+5.4	1,410	+5.0～+6.4 (+3.0)																											
護岸	-	610	+5.1～+5.4	610	+5.1～+5.4																											
突堤	-	10,820	+0.3～+2.5	10,820	+0.3～+2.5																											
護岸	○	274	+5.2	274	+3.0～+6.2 (+3.0)	住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。																									
護岸	◎	-	-	1,360	+2.0																											
護岸	○	1,360	+3.7～+5.4	1,360	+5.0～+6.4 (+3.0)																											
突堤	-	6,820	-0.1～+2.6	6,820	-0.1～+2.6																											
消波堤	-	300	+3.3～+3.9	300	+3.3～+3.9																											
護岸	○	890	+3.5～+4.9	890	+4.5～+5.9 (+3.0)			住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。																							
護岸	-	856	+3.5～+4.9	856	+3.5～+4.9																											
消波堤	-	58	+4.5	58	+4.5																											
離岸堤	◎	-	-	620	+2.0					住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。																					
護岸	○	620	+4.8～+5.3	620	+5.0～+8.3 (+3.0)																											
離岸堤	◎	-	-	730	+2.0																											
護岸	○	730	+4.4～+5.2	730	+5.0～+6.2 (+3.0)																											
護岸	-	220	+4.4～+5.2	220	+4.4～+5.2																											
突堤	-	4,840	+1.2～+2.7	4,840	+1.2～+2.7																											
消波堤	-	30	+3.3	30	+3.3																											
離岸堤	◎	-	-	130	+4.4～+5.4 (+3.0)	住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。																									
護岸	◎	-	-	130	+4.4～+5.4 (+3.0)																											
離岸堤	◎	-	-	290	+2.0																											
護岸	◎	-	-	290	+2.0																											
離岸堤	○	8,820	+2.0	8,820	+3.0～+5.0 (+3.0)			住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。																							
護岸	◎	-	-	510	+5.0～+6.3 (+3.0)																											
護岸	○	530	+4.2～+5.3	530	+5.0～+6.3 (+3.0)																											
消波堤	-	120	+1.7～+4.0	120	+1.7～+4.0																											
離岸堤	◎	-	-	220	+2.0					住宅地	・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常点検(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。																					
護岸	○	220	+3.4～+5.2	220	+4.4～+6.2 (+3.0)																											
護岸	-	46	+3.4～+5.2	46	+3.4～+5.2																											
離岸堤	◎	-	-	200	+2.0																											
護岸	◎	-	-	200	+2.0																											
護岸	-	720	+4.2～+5.3	720	+4.2～+5.3																											







所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

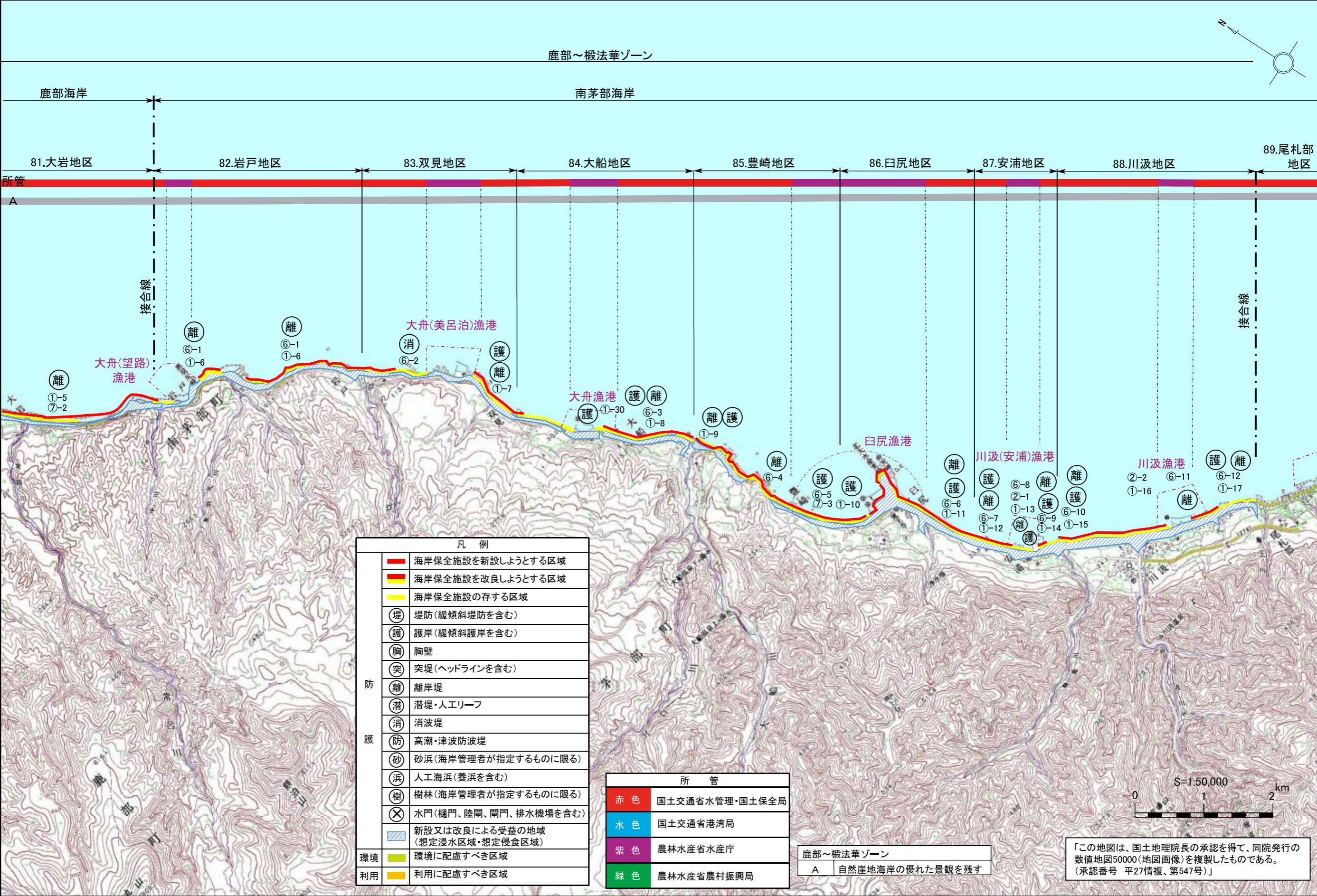
凡 例	
海岸保全施設を新設しようとする区域	(赤線)
海岸保全施設を改良しようとする区域	(黄線)
海岸保全施設の存する区域	(黄線)
堤防(緩傾斜堤防を含む)	(堤)
護岸(緩傾斜護岸を含む)	(護)
胸壁	(胸)
突堤(ヘッドラインを含む)	(突)
離岸堤	(離)
潜堤・人工リーフ	(潜)
消波堤	(消)
高潮・津波防波堤	(防)
砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)	(砂)
人工海浜(養浜を含む)	(浜)
樹林(海岸管理者が指定するものに限る)	(樹)
水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)	(X)
新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)	(斜線)
環境に配慮すべき区域	(緑線)
利用に配慮すべき区域	(黄線)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第547号)」

鹿部～楸法華ゾーン  
A 自然崖地海岸の優れた景観を残す

鹿部～楸法華ゾーン 図面番号 1/4





凡例	
<span style="color:red">■</span>	海岸保全施設を新設しようとする区域
<span style="color:orange">■</span>	海岸保全施設を改良しようとする区域
<span style="color:yellow">■</span>	海岸保全施設の存する区域
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">堤</span>	堤防(緩傾斜堤防を含む)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">護</span>	護岸(緩傾斜護岸を含む)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">胸</span>	胸壁
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">突</span>	突堤(ヘッドラインを含む)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">離</span>	離岸堤
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">潜</span>	潜堤・人工リーフ
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">消</span>	消波堤
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">防</span>	高潮・津波防波堤
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">砂</span>	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">浜</span>	人工海浜(養浜を含む)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">樹</span>	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">×</span>	水門(樋門、陸閘、開門、排水機場を含む)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">■</span>	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

鹿部～楸法華ゾーン  
A 自然崖地海岸の優れた景観を残す

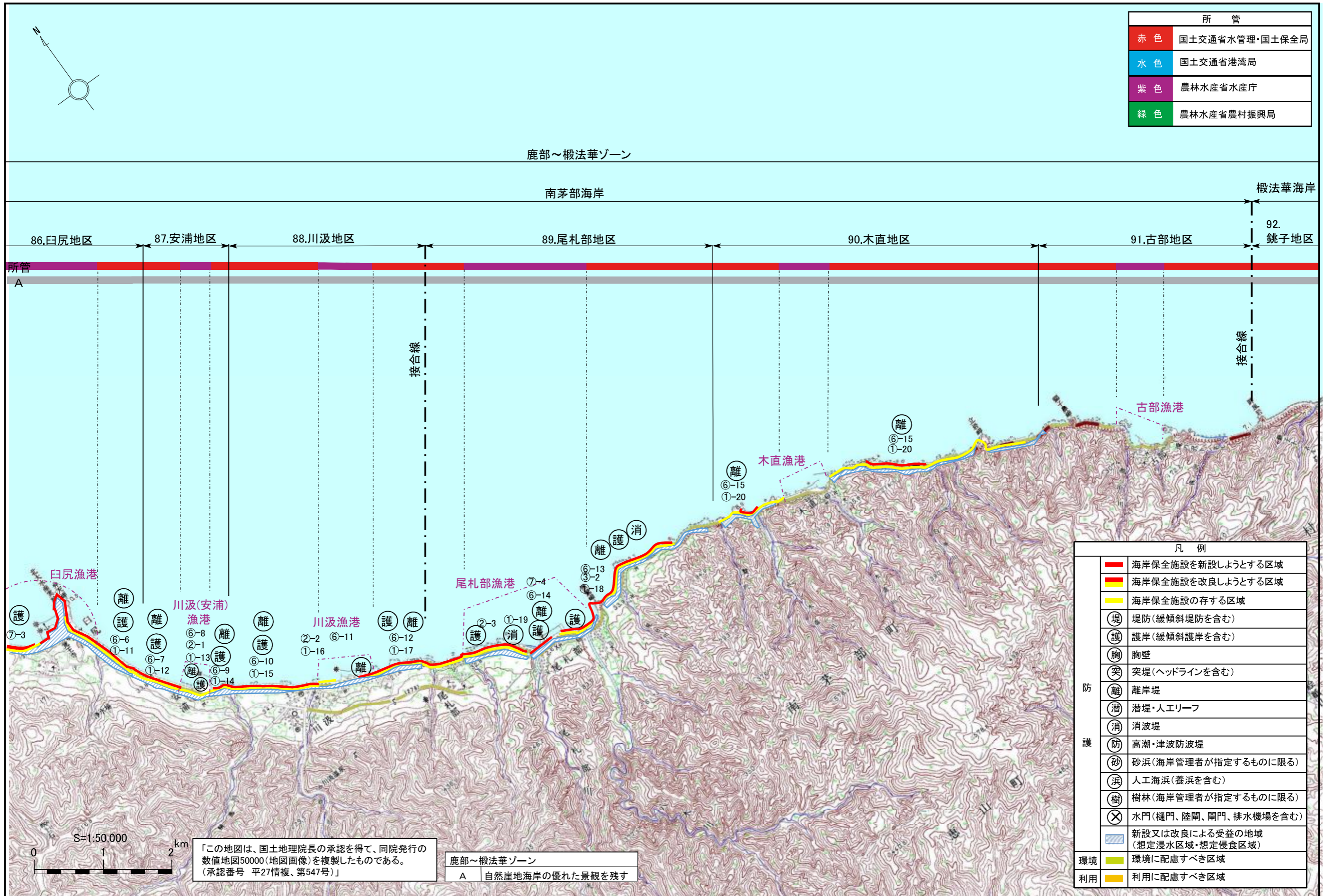


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第547号)」

鹿部～楸法華ゾーン 図面番号 2/4



所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局



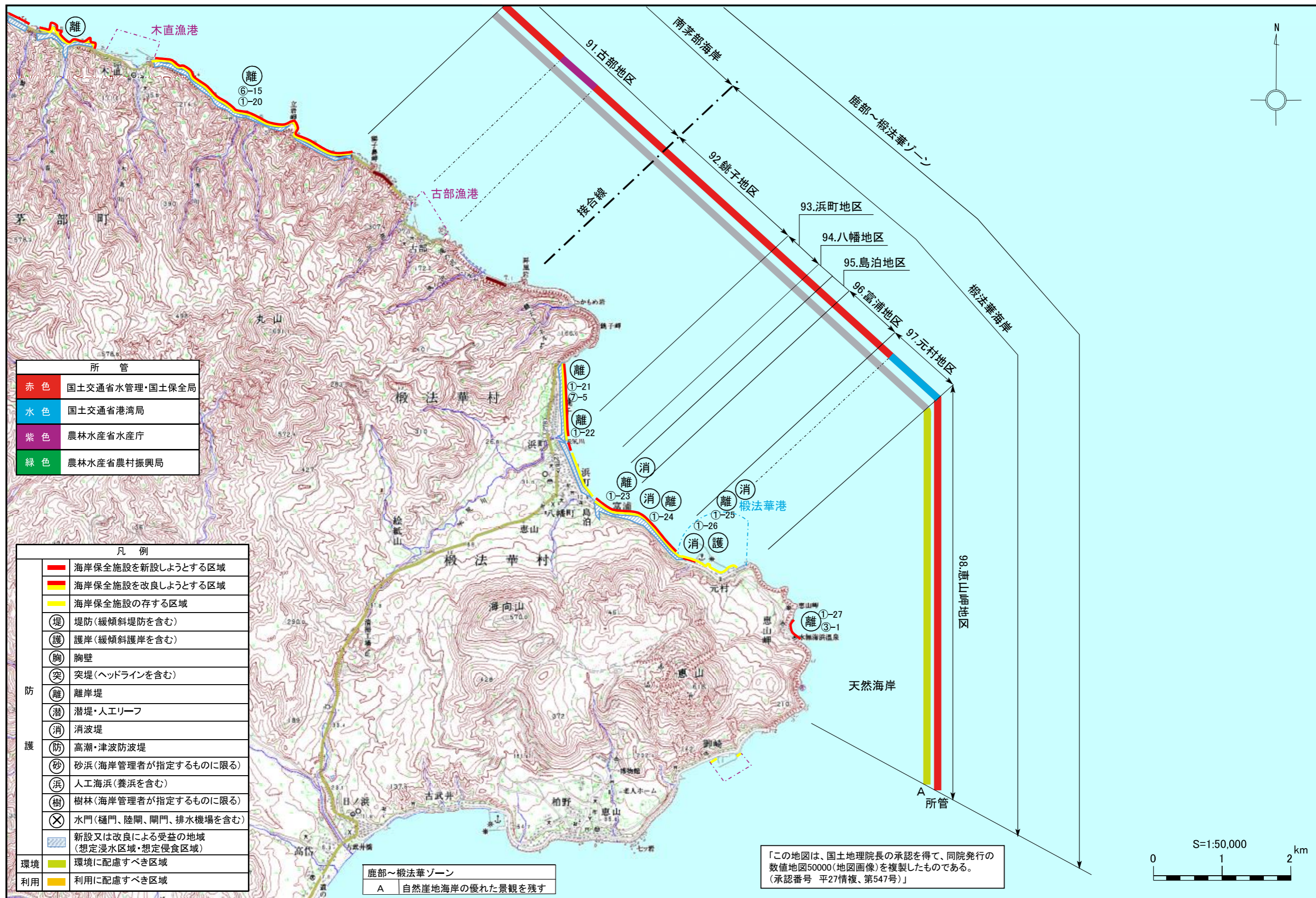
凡 例	
海岸保全施設を新設しようとする区域	海岸保全施設を改良しようとする区域
海岸保全施設の存する区域	堤防(緩傾斜堤防を含む)
護岸(緩傾斜護岸を含む)	胸壁
突堤(ヘッドラインを含む)	離岸堤
潜堤・人工リーフ	消波堤
高潮・津波防波堤	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
人工海浜(養浜を含む)	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
環境に配慮すべき区域	利用に配慮すべき区域

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第547号)」

鹿部～榎法華ゾーン  
A 自然崖地海岸の優れた景観を残す

鹿部～榎法華ゾーン 図面番号 3/4





鹿部～榎法華ゾーン 図面番号 4/4